

1. 輸出還付金は輸出企業への“リベート”とするアメリカ政府

岩本沙弓「アメリカは日本の消費税を許さない」(2014 年、文春新書)より

「関税やその他の貿易における障害や差別待遇を取り除き、自由な国際貿易の促進を図ることで国際経済を支えることを目的に、多数国間協定として 1948 年に GATT(関税及び貿易に関する一般協定:General Agreement on Tariffs and Trade)が発足した。その GATT では国が特定企業へ補助金を渡すことや税金の免除をすることは公正な貿易を阻害するものとして原則禁止とされている。現在、GATT の活動は 1995 年 1 月に発足した WTO に引き継がれているが、その基本理念や差別待遇を取り除くという原則に変わりはない。

ところがその協定の中で、例外的に補助金あるいは課税免除を認めている項目がある。それに該当するのが間接税である。間接税を導入していれば、「調整」として還付金を政府から特定企業に渡すことが許されているのだ。」

「そこで消費税は消費された国で支払うべしとする「仕向地原則」に則ると、この日本の自動車メーカーが日本国内で払ったとされる消費税分は余計な支払いとみなされる。そのため、国内で既に支払ったとされる消費税を還付するような調整が行われる。国内で支払った消費税分を帳消しにする実際の作業として、政府から還付金が自動車メーカーに渡されることになる。

本来 GATT 協定では還付金や免税は認められていないが、間接税に関してだけは唯一、還付金の支払いが認められているというのはこうしたスキームを指す。一方、法人税などの直接税にはこのような還付金や免税は一切認められていない。」

岩本沙弓「通商的側面から考える消費税・付加価値税」 (2015 年租税理論研究叢書 25「国際課税の新展開」)より

* 1969 年 12 月の米企業課税特別委員会による第 1 回目の大統領への報告

「『消費税は通常、輸出製品へのリベートであり、輸入品に課せられた相殺関税に相当する。』

『この税金は、もちろん、輸出品にリベートを渡し輸入品に課税するものである。』

付加価値税の抱える最大の問題点として、リベートその存在が特定企業への優遇策となる点を挙げており、公平な税制度のためには付加価値税を採用する必要はないとしている。また、還付が還付ではなく、輸出企業へのリベートとなるカラクリについて、付加価値税の理論上、完璧な転嫁はありえても実体経済ではその通りにはならない問題を掲げている。すなわち、生産から消費までの流通の全ての段階で付加価値税は転嫁されることがこの税制の建前とされているが、実体経済ではどの段階においても 100%完璧転嫁が実施されることは不可能との見解となっている。

『この税はもちろん輸出に還付金が渡され、輸入に課税がされるものである。付加価値税は(最終的には)消費者に転嫁されると思われており、徐々に転嫁されていくものだろうと一般的には考えられている。しかし、転嫁は過程のいずれの段階でも適宜行われていないし、いかなる場合においても、たとえ税額が本体価格と別々に表示されていても、転嫁は適宜されていない。付加価値税は誰もが原価の一部をなすものと見なしており、だからこそ請求された価格には反映されているはずと思っている。しかし、ある製品について需要と供給の価格弾力性に依存している中で、その代替が存在する中で、競争

原理が働けば、(中略)生産者が税前価格を引き下げることによって(付加価値税は)ある程度が価格に吸収されてしまう。』

自由経済では常に値切りの圧力がかかる結果、付加価値税・消費税は実際の経済取引の中では価格に埋もれてしまう。である以上、輸出企業は自身の支払った付加価値税・消費税を仕向地課税の原則に則り還付してもらっているだけと主張するが、実質的には付加価値税・消費税を払っていることにはなり得ない。つまり、実際には完璧な転嫁ができないにもかかわらず、転嫁を前提として輸出企業が還付を受け取るなら、それは還付ではなく、リベートに過ぎないというのが米財務省の言い分である。」

* 以下、事務局

<例えば>

●課税仕入高 500 万円の自動車を 1000 万円で輸出する場合（輸出先消費税なし、関税 0%）

消費税がない場合		
	本体価格	消費税額
輸出販売額①	1000 万円	—
課税仕入高②	500 万円	—
納付消費税額③		—
①－②－③	500 万円	

消費税 10%の場合						
	仕入に全額転嫁		仕入に転嫁なし a		仕入に転嫁なし b	
	本体価格	消費税額	本体価格	消費税額	本体価格	消費税額
輸出販売額①	1000 万円	—	1000 万円	—	955 万円	—
課税仕入高②	500 万円	50 万円	455 万円	45 万円	455 万円	45 万円
納付消費税額③		－50 万円		－45 万円		－45 万円
①－②－③	500 万円		545 万円		500 万円	

* 仕入で全額転嫁している場合も、1100 万円で国内販売している車を 1000 万円で輸出販売できる

* 仕入で全額転嫁していない場合は、輸出企業の利益が更に増える（販売価格を下げられる）

* 消費税がない国で 1000 万円で販売されている車を輸入販売すると 1100 万円になる

<また>

* 輸出製品の製造販売には、消費税負担がないので、税率が上がっても負担は増えない
（社会保障のためだとして消費税を増税しても、輸出企業の負担は増えない）